

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項	府省	ページ
13	民生委員・児童委員の選任要件の見直し	厚生労働省	1
11	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和	こども家庭庁	8
5	犬の登録及び管理方法の見直し等	厚生労働省 環境省	9
19	最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び 設置許可に関する地方の裁量規定の導入	環境省	21

民生委員・児童委員の選任要件の緩和等

＜令和5年地方分権提案管理番号133＞

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和6年9月17日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

民生委員・児童委員の選任要件の見直し ＜令和５年地方分権提案＞

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会（第1回）

令和６年６月２８日

資料１

＜現行の取扱＞

- 民生委員法では、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている（※１）。
- これは、民生委員・児童委員は市町村の区域を単位としてその職務（※２・３）を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものである。

（※１）民生委員は児童委員に充てられることから（児童福祉法第16条）、児童委員の選任要件についても同じ

（※２）民生委員の職務

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

（※３）児童委員の職務

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

＜提案内容＞ 特別区長会 等

- 民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

＜対応＞ 令和５年12月22日 閣議決定

- 民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法６条１項及び児童福祉法１６条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和６年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」開催要綱

1. 趣旨

民生委員・児童委員の選任要件については、民生委員法第6条1項及び児童福祉法第16条により「当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉の児童委員としても、適当である者」とされており、選任に当たっては、当該市町村の選挙権（年齢満18歳以上、3ヶ月以上の市町村の区域に住所を有する者など）を有する者を要件としている。

今般、令和5年地方分権提案において、地方自治体より民生委員・児童委員の選任要件のうち「居住要件」の緩和が提案され、内閣府の有識者会議の議論を経て令和5年12月に閣議決定されたところ。

当該閣議決定では、「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされている。

こうしたことを踏まえ、民生委員・児童委員の選任要件について検討を行うため、「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

閣議決定された令和5年地方分権提案において提示された課題について、地域の実態や当事者の意見を踏まえた検討を行う。

3. 構成等

- (1) 本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長及び座長代理を1名ずつ置く。
- (2) 座長は本検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省社会・援護局長による検討会とし、社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の議事については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (3) 本検討会の会議資料及び議事録については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (5) 本検討会の庶務はこども家庭庁成育局成育環境課の協力を得て、厚生労働省社会・援護局地域福祉課において行うものとする。

「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」構成員名簿

長田 一郎 全国民生委員児童委員連合会 副会長

(五十音順・敬称略)

小林 隆猛 東京都民生児童委員連合会 副会長

◎は座長

○は座長代理

佐藤 美奈子 湯沢市福祉保健部 福祉課長

重富 敦 港区保健福祉支援部 保健福祉課長

関原 総臣 高岡市福祉保健部 社会福祉課長

高山 科子 全国民生委員児童委員連合会 副会長

田津 真一 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部 地域福祉推進課長

谷岡 伸子 大阪府福祉部地域福祉推進室 地域福祉課長

◎ 中島 修 文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授

西村 重光 和歌山県民生委員児童委員協議会 理事

向 俊孝 札幌市民生委員児童委員協議会 副会長

○ 室田 信一 東京都立大学人文社会学部人間社会学科 准教授

検討の範囲

- 「令和5年の地方からの提案等に対する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）」（地方分権提案）において、「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び 児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、**地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。**」

とされていること、及び提案自治体の提案内容を踏まえ、本検討会においては、主に、民生委員・児童委員の選任要件のうち、

- **居住要件緩和についてどう考えるか**
- **居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点 等**

について論点を整理し、本年の秋頃までに一定の結論を得ることを目指す。

※ なお、選任要件（居住要件）以外の民生委員・児童委員の担い手確保等の諸課題については、本検討会における意見集約の状況等も踏まえ、その課題や必要性に応じて、別途検討。

現時点で想定される主な論点

- 居住要件緩和についてどう考えるか
- 居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点

① 対象とする市区町村をどのように考えるか

＜想定される対象の例＞

- ◆ 現に、民生委員の定数を満たすことができていない（欠員のある）市区町村
- ◆ 過去の委嘱状況等から、今後、民生委員の確保が困難（欠員が生じるおそれあり）と市区町村が判断した場合 など

② 居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点等について、どのようなことが考えられるか

＜想定される例＞

- ◆ 居住歴（委嘱歴）、就業等による担当区域との密接な関係
 - 過去に担当区域が存在する市区町村に、一定期間の居住実態（民生委員であった者を含む）がある者
 - 過去または現在、担当区域が存在する市区町村に親族・知人が在住すること等により、一定の頻度で居住や訪問が認められる者
 - 担当区域が存在する市区町村において、日常的に住民と接触する機会があると認められる者 など
（地元の商店従業者、マンションコンシェルジュ・管理人、福祉施設・事業所の相談業務に従事する者 など）

【留意点】

- ✓ 社会奉仕としての民生委員活動が、委嘱期間中に十分可能な就業形態等であるかも考慮すべきか。また、これをどのように確認し判断すべきか 等
- ✓ 隣接市区町村に居住している者や、担当区域（活動場所）までの移動距離・時間が一定の範囲内である必要があるか 等
- ✓ 一定程度の移動距離や時間を要する場合に、地域の実情を踏まえた実効性のある協力体制の確保が必要か
（担当区域に隣接する民生委員との班体制の導入、自治体/民生委員児童委員協議会による 不在時サポート等）

◆ その他

- 地域の民生委員児童委員協議会からの意見聴取の必要性
- 重複委嘱（住所地での民生委員の委嘱を重複して受けていない、他の地域で委嘱を受ける予定がない）の確認
- その他、地域の実情に応じ、市区町村が個別に認める者 など

「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」 の今後の進め方

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会（第1回）

令和6年6月28日

資料1

○現時点においては4回の開催を予定しており、各回ごとの議題案は以下のとおり。

第1回（6/28）

- ・ 検討会の設置、「検討の範囲」「主な論点」
- ・ 民生委員・児童委員制度の最近の動向
- ・ 地方分権提案自治体（港区）による提案内容の説明（具体的支障事例・担い手不足の実情）
- ・ フリーディスカッション

第2回（7月下旬）

- ・ 構成員によるプレゼンテーション（意見陳述）

第3回（9月頃）

- ・ 居住要件の取扱い（素案）

第4回（10～11月頃）

- ・ 居住要件の取扱い（案）（一定のまとめ）
- ・ 今後検討すべき事項 ※次期検討へ向けた課題の洗い出し等

こどもまんなか

こども家庭庁

【速報値】地域型保育事業における連携施設に関する調査結果

- 全国の地域型保育事業を行う事業者（居宅訪問型保育事業除く）に対し、連携施設の設定状況の実態を調査。
- 回答した 3,551事業所に対し、連携施設を設定できていない事業所は 1,138事業所。
- 保育内容支援に関する連携施設は 487事業所で設定されていない。そのうち 129事業所は、連携施設先に小規模保育事業所を含めると設定が可能と回答。

∞

		(事業所)
回答事業所数		3,551
連携施設未確保		1,138
保育内容支援に関する連携施設の設定なし		487
小規模保育事業所に対象拡大すると連携可と回答した事業所		129

※令和 6 年9月9日時点。速報値であり、現在集計作業中。数字は要精査。

犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等 (管理番号10)

重点5:犬の登録及び管理方法の見直し等(厚生労働省)

令和6年9月
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

狂犬病予防法に基づく国内の狂犬病対策



犬の所有者の義務

- ① 犬の登録(生涯1回)
(法第4条)
- ② 犬の予防注射(毎年1回)
(法第5条)
- ③ 鑑札・注射済票の装着
(法第4条、第5条)

管理番号10：犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等

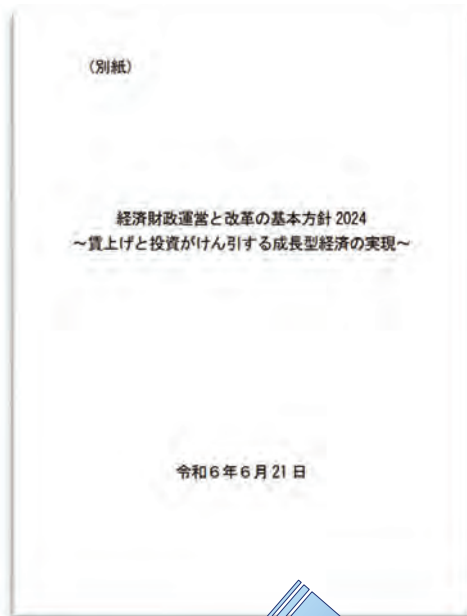
一次回答を踏まえた提案団体からの見解

「原簿の管理方法が各市町村により異なる実態」を踏まえて慎重に検討を、とのことであるが、今回の提案については、その”異なる実態”の解消により、原簿の管理方法が市町村間で標準化されることで、デジタル基盤が統一される。本提案は、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、デジタル化による事務負担の軽減を図ることを目的としている。「狂犬病予防法の特例制度」への最新の参加状況(令和6年7月1日時点)が全国自治体内で約17%にとどまっていることから、当該解消については、新規システム整備に拘らず、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」といった既存のものを活用するなどにより、早期の措置の実現を図っていただきたい。

また、令和6年3月28日付の厚労省事務連絡(以下「事務連絡」という)については承知しているが、提案市において周辺市町村に意見聴取を行った際、電子データによるやりとりについては概ね賛同の意向が示されていたものの、意見の中には全国的に統一した手法で一斉に取り組まない限り、通知の取扱いが電子と紙ベースのものが混在し、余計に事務が煩雑になりかねない、との声もあった。事務連絡により郵送以外の通知等を許容いただいたとしても、こうした懸念部分がある以上、なかなか郵送以外での通知に踏み切れない現状がある。こうした懸念を解消する意味でも、統一的なシステム整備につき早急な対応をお願いしたい。

ご提案に対する回答

飼い犬の登録事務については市町村の自治事務であり、原簿の管理方法についても市町村で決めるものであることから、各市町村により異なる実態があることについては、第1次回答でもお示ししているところである。一方、ご提案のように「犬の原簿の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること」についてご要望があること、また、「経済財政運営と改革の基本方針2024」においても「狂犬病予防法関連手続のオンライン化等の人獣共通感染症対策を推進する」と言及されていることから、まずは各市町村の原簿の管理方法を確認するための全国的な調査を今年度中に行う予定である。その調査結果を踏まえ、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付において事務負担を軽減するための方法を検討し、オンライン化を進めていく。併せて、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」の活用については、システム連携を行うべく、環境省と引き続き連携し検討を進めていく。



第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現 (安全・安心) (p.30より抜粋)

る調査・研究等を進める。平時からの情報収集・分析、ワクチン・診断薬・治療薬の研究開発、人材育成、下水サーベイランスを含め、全面改定後の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」¹³¹に基づき、次なる感染症危機への対応に万全を期すとともに、2025年4月に、国立健康危機管理研究機構を創設し、質の高い科学的知見を迅速に提供する。

狂犬病予防法¹³²関連手続のオンライン化等の人獣共通感染症対策を推進する¹³³。

「PFASに関する今後の対応の方向性」¹³⁴を踏まえ、科学的知見の充実や必要な対策を推進する。

- ・狂犬病予防法の事務については、原簿の管理方法が自治体によって異なる実態
 - ・多くの自治体において、犬の飼い主が窓口で申請手続きを行わなければならない実態
- ⇒一体的な検討が必要

考え方

原簿の送付のやり取りをスムーズに行うためには、①原簿の標準化及び②送付のやり取りを容易にする基盤が必要。

①について

各自治体で原簿の管理方法は異なり、また、その様式も異なる。
標準化するにあっても現在の各自治体の原簿から修正・移行する必要があり、できる限り負荷をかけないよう、現状の管理方法・様式から近い形に標準化するのが適当。

②について

提案いただいた統一システム以外にも連携を可能とする方法があることや既にシステムを整備している自治体もあることから、統一システム以外の自治体間の情報共有方法についても検討の対象とした上で、コスト等を勘案し、最適な方法を選択するのが適当。



今後の予定

令和6年度（10月～）

- ①原簿の管理方法や様式について全国市区町村の実態調査
- ②市区町村でそれぞれ管理している情報の自治体間の共有化について先行事例を確認。

令和7年度以降速やかに

- 実態調査の結果を踏まえ、標準化様式の策定。
- 自治体間の情報の共有化基盤の整備
- 全国自治体での実装

狂犬病予防法の特例の参加促進について

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点 (重点事項)	2 次回答についての説明
114. 狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービス (<u>狂犬病予防法の特例</u>) への参加促進 特例制度には約1,400の市区町村が参加しておらず（令和6年7月1日現在）、特例制度への参加団体と不参加団体が混在している状況においては、全国統一的なオンライン化・デジタル化を進めることは困難である。市区町村の特例制度への参加が進まない背景に、市区町村による事後の手数料徴収が難しいという理由があることは明らかである。 そこで、市区町村が特例制度に参加する場合には、狂犬病予防法上の登録手数料についても、指定登録機関に委託することでマイクロチップ情報登録システムにおいて同時に徴収するようシステム改修を検討していただきたい。その実現を図るために、厚生労働省及び環境省では以下の点について検討していただきたい。 (1) 狂犬病予防法上の登録手数料徴収の委託に当たっては、指定登録機関に対して、事務負担増に係るコスト負担が生じないよう手数料増収分を活用するなど配慮した上で、協力要請すること (2) 市区町村ごとに狂犬病予防法上の登録手数料に差異があることが支障の1つとなるが、システム改修に当たっては、1つのシステム上で異なる金額を徴収している例を参考にしながら、利用者にとって利用しやすいものとする	御要望・御指摘を踏まえ、特例制度に参加する自治体において、狂犬病予防法上の登録手数料の徴収がより円滑に実施できるよう、動物愛護管理法上の指定登録機関のシステムを用いたワンストップでの支払いを可能とすべく、自治体や自治体の委託を受けた徴収代行事業者のシステムとの連携に必要な技術的検討を進めることとしたい。具体的なスケジュールについては、関係者と調整の上、令和6年度中にお示しする。 → 2 ページ (1) 動物愛護管理法に基づく登録手数料は、令和6年4月に300円から400円に引き上げられたが、これはマイクロチップの登録関係事務に係る実費を勘案したものであり、増額分を当該事務以外の費用に充当することは困難。 (2) 自治体の裁量によって、登録手数料の金額や徴収代行事業者が異なり得ることを前提とした上で、利用者の利便性（ワンストップ支払い）を損なわないよう、ホームページの自動遷移・転送を軸とするシステム改修を検討していきたい。 (参考) 上記に加えて、特例制度参加のインセンティブ向上のため、マイクロチップ制度によって得られる転出情報を、環境大臣から転出元の自治体に通知するための規定（省令改正等）を検討中 → 3 ページ

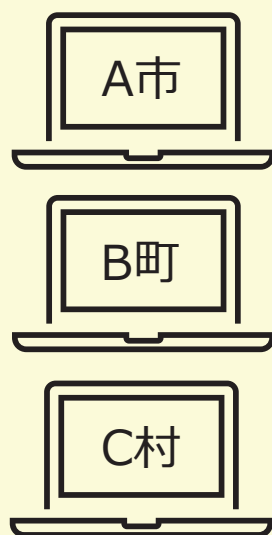
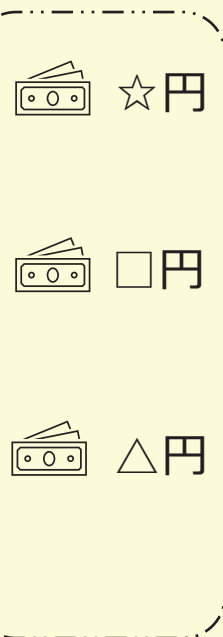
(項番114)

自治体における狂犬病予防法に基づく登録時の手数料徴収の例

- マイクロチップの登録申請を行う際に、特例制度に参加している自治体の希望に応じて、狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料を徴収するサイトに自動遷移・転送する仕組みを導入すること等を検討中。

○狂犬病予防法 及び 地方自治法

- ① 自治体条例に基づく、市町村への
犬の登録手数料 おおよそ3,000円



犬の登録手数料徴収HP
(徴収代行業者含む)

①②の徴収を
シームレスに接続

HP
自動
遷移
・
転送

○動物愛護管理法

- ② 動物愛護管理法に基づく、環境大臣への
マイクロチップの登録手数料 400円



マイクロチップの登録申請等ページ
(指定登録機関※HP)

①と②の手数料を一連の流れで支払い可能



飼い主

異なる手数料額や減免措置等
であっても対応可能

(関係者と検討中の課題)

犬の所有者に対する狂犬病予防法上の登録義務及び動物愛護管理法上の登録義務の発生日
が異なることによる両手数料の徴収のタイミングの課題

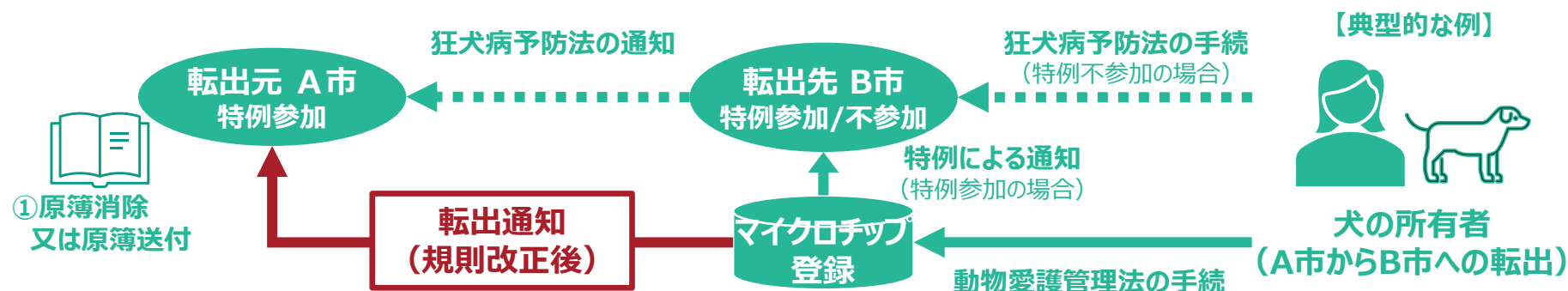
(項番114)

(参考) 特例制度の利便性向上のための取組み

- 飼い主が登録事項変更等によって、犬の所在地を他自治体に変更した場合に、特例制度参加自治体へ環境大臣からその情報を通知するための措置について、省令改正等に取り組んでいる。

背景・課題・対応

- 現行の制度では、市区町村から犬が転出した場合、当該市区町村は、転出先の市区町村からの狂犬病予防法に基づく通知によってのみ、当該犬の転出を把握することができる。
- 一方で、転出後に犬の所有者が動物愛護管理法に基づくマイクロチップの登録を行った場合に、転出元の特例参加市区町村に自動的に転出通知を行えば、当該市区町村は、より確実かつ容易に当該犬の転出を把握できる。これにより、転出通知を契機とした狂犬病予防法に基づく犬原簿の適切な取扱い（原簿の消除を含む。）が可能となる。



出典：中央環境審議会第64回動物愛護部会
(R6.6.27) 資料より引用

(項番115)

犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点（重点事項）

2 次回答についての説明

115.犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大

環境省において、利用可能な典型例については動物愛護管理法施行規則第21条の11に追記し、「マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ & A（狂犬病予防法の特例に係るものを除く）（第6版）（令和6年3月28日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添）」において、利用可能な場合を広範に挙げた上で、わかりやすいものとなるよう改訂していただきたい。

また、地方自治体のニーズを把握し、マイクロチップ情報の利活用を図る仕組みを大胆に検討していただきたい。

提案自治体御要望の「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の飼い主への指導」は、関係法令※1に基づき現在でも可能である旨、第1次回答にてお示ししたとおりである。

「自治体向けQ & A」については、自治体にとってよりわかりやすい説明となるよう、個人情報の取扱いに係る項目（5－⑦）を令和6年度中に改訂する※2。

引き続き、地方自治体において個人情報の活用をはかりたい場合は、環境省に御相談を頂きたい。

※ 1 動物愛護管理法第35条、同法第36条及び収容に関する告示

※ 2 加えて、行政機関が個人情報を保有する際に個人情報保護法により公開が義務付けられている「個人情報ファイル簿」の利用目的の説明も、よりわかりやすい説明となるよう改訂する。

参照条文 (1/3)

○動物の愛護及び管理に関する法律

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 (略)

3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいないと推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

6 (略)

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 (略)

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

参照条文 (2/3)

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(情報の提供)

第二十一条の十一 環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。以下この条において同じ。）は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、法第二十四条第一項及び法第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2 環境大臣は、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3 環境大臣は、獣医療法第三条に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があつた診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第五条第二項に規定する診療施設を管理する者に対し、法第三十六条第一項に規定する所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

4 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第十九条に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に係る情報の提供を行うものとする。

○犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号）

第1～4（略）

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において処理し、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより処理するなど適切な措置を講ずること。

○個人情報ファイル簿（犬と猫のマイクロチップ情報登録の所有者情報ファイル）

(略)

個人情報ファイルの利用目的 動物愛護管理法その他の法令に基づく事務の執行のために利用する。

(略)

参照条文 (3/3)

○マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ & A (第6版)

5－⑦ 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にログインして閲覧できる個人情報について、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等に利用してもよいでしょうか。

(答)

- 「逸走情報の検索」については、引取りを受けた犬又は猫を返還するために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。
- 「狂犬病予防法の特例に関する情報の検索」については、狂犬病予防法に基づく登録等の事務に必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。
- 「飼養管理基準超過情報の検索」については、基準省令の違反に関して勧告等をするために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。
- 上記以外の目的で登録システムから個人情報の閲覧はできません。

○動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬及び猫の登録に係る個人情報保護方針

1～2. (略)

3. 利用目的

環境大臣は、2で収集した個人情報を、動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲で利用します。当該事務の執行に必要な範囲としては以下を含みますが、これらに限られません。

- (1) 動物愛護管理法その他の法令の目的に基づいて行うメール・電話等による犬又は猫の所有者への連絡
- (2) 動物愛護管理法その他の法令に係る政策立案の参考とするための犬又は猫の所有者へのアンケート調査
- (3) 特定の個人との対応関係を排斥した統計情報の作成

4. (略)

5. 第三者への提供

環境大臣は、3の利用目的のために、書面又は電磁的方式により、以下のとおり2の個人情報の全部又は一部を第三者に提供します。

- (1) 動物愛護管理法及び施行規則に基づき、都道府県知事等、市町村（特別区を含む。）の長、獣医師(施行規則に規定の範囲の獣医師に限る。)及び厚生労働大臣
- (2) 遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、警察署長

6～13. (略)



最終処分場の設置における総量規制基準の設定 及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入

令和6年9月17日

環境省 環境再生・資源循環局

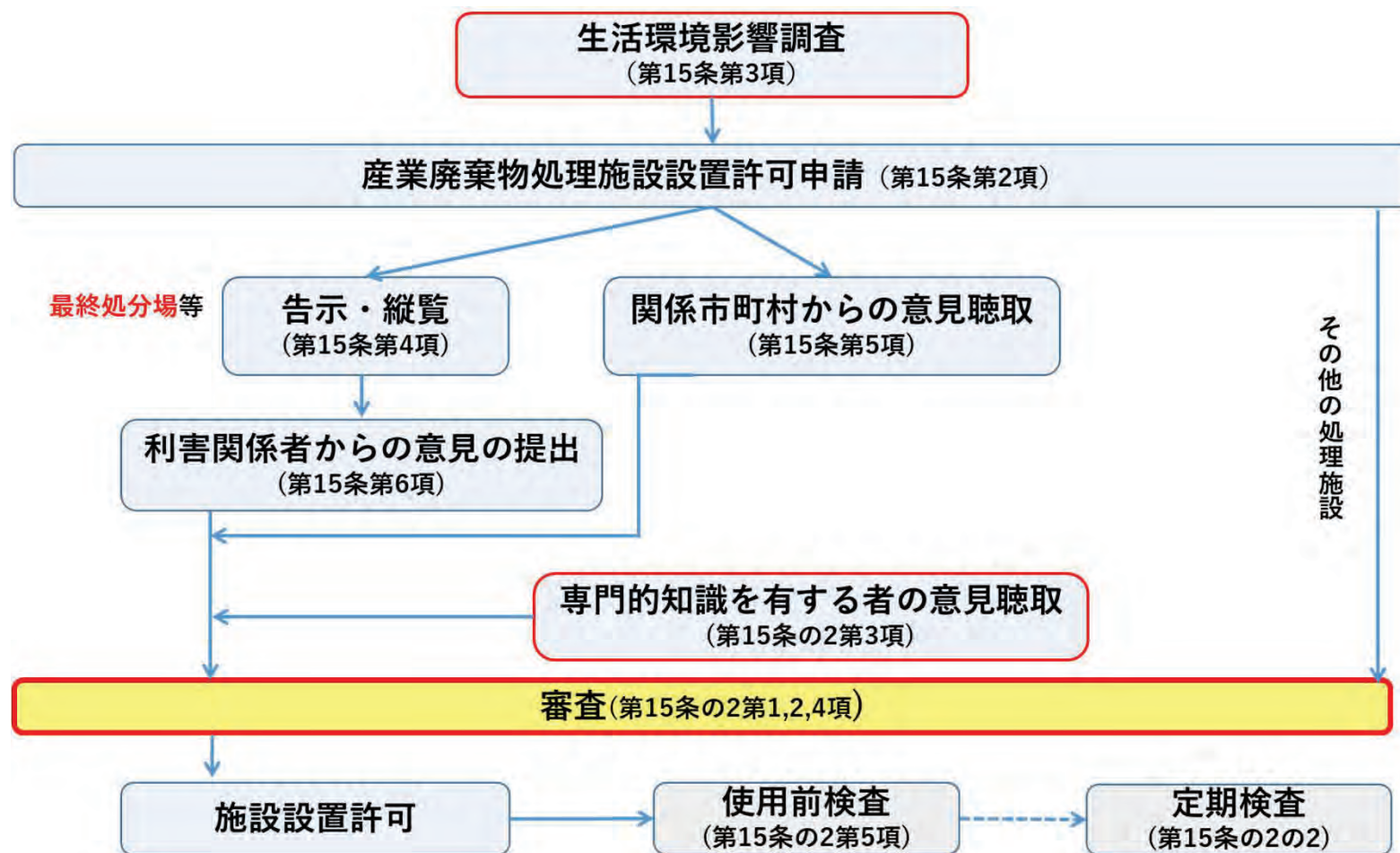
廃棄物規制課



- 産業廃棄物は事業活動に伴って生ずる廃棄物であり、**社会経済活動を通じて多様な施設から排出**される。
- 関係者による様々な取組を通じて、排出量を少なくすることや、中間処理による減量化や再生利用を進める一方、最終処分をせざるを得ないものも生じることから、**適切に処分を行うことができる最終処分場を確保することが必要**。
- その一方で、最終処分場の立地を巡って、生活環境への影響の懸念から、地域において、設置や運営をめぐる摩擦が発生し、ひいては**最終処分場の確保が困難になることも懸念**される。
- このため、廃棄物処理法においては、産業廃棄物の最終処分場を設置するにあたり、都道府県知事による許可制度により、処理施設の技術上の基準を遵守することのみならず、地域ごとの生活環境の保全への配慮を組み込み、地域の実情にも考慮し、**生活環境の保全の観点から客観性を確保した手続を導入**している。

産業廃棄物最終処分場の設置許可に係る手続

- 産業廃棄物最終処分場の設置許可においては、生活環境影響調査結果を添付の上で申請書等を提出し、関係市町村からの意見聴取、利害関係者からの意見提出及び専門的知識を有する者の意見聴取を経て、許可の基準に合致するか審査しなければならない（第15条の2第1,2,4項）。



審査の過程で、基準に合致しているか否かを判断する裁量は、都道府県にある。

➤ 地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっている。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）



御意見 1

- 関係府省ヒアリングにおいて、複数の安定型最終処分場が既に立地している地域において、新規に安定型最終処分場が設置されることによる環境負荷の増大を考慮して生活環境への影響を審査することは、現行法の許可基準の適合性の判断において対応可能との見解が示された。
- この点について、「周辺地域の生活環境保全等についての適正な配慮」に係る裁量の範囲が曖昧であり、地方自治体が苦慮しているため、当該基準の範囲内で、本件支障の解消に資する方策について整理し、地方自治体に周知することを検討すべきではないか。



回答 1

- 自治体が、個々の施設ごとに許可基準適合性を審査する上で、単に当該施設設置予定地が集中立地地域であるだけでなく、累積的な影響も考慮した結果、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているとはいえない場合には、許可基準に適合しないものと判断することが可能である。
- 上記を踏まえ、最終処分場の集中立地による周辺地域の生活環境への影響が著しい場合には、周辺地域の生活環境の保全について、適正な配慮がなされていないと判断して不許可とすることができる旨を明確にするとともに、地方自治体に対する技術的助言により周知することとしたい。

※ 許可基準とは廃棄物処理法第15条の2第1項第2号に掲げる許可基準を指す。以下スライド同じ。

御意見 2

- 例えば、独自条例を制定し、集中立地地域においては、生活環境影響調査にて地下水汚染の現況把握・予測を行うこととし、その調査結果によっては不許可とすることを定めることが可能か、検討いただきたい。
- また、このような独自条例の制定が可能であることを、法改正により明文化すべきではないか。



回答 2

- 25 現行の廃棄物処理法においては、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に対して適正な配慮がなされたものであるか否かを許可基準の一つとしており、個々の自治体において、地域の実情を勘案した審査ができるものとなっている。したがって、例えば、集中立地地域において、生活環境影響調査により地下水汚染の現況把握・予測を行うこととし、その調査結果次第で不許可とすることは、現行の基準においても可能である。
- このように、現行の基準は地域の実情に応じた審査を行う上で必要十分な規定となっていることから、独自条例の制定が可能であることを法改正により明文化する必要はないと考えられる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【昭和45年法律第137号】（抜粋）

（許可の基準等）

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該**産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。**
- 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が第十四条第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

2～5 （略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について【平成10年5月7日】（抜粋）

1 審査

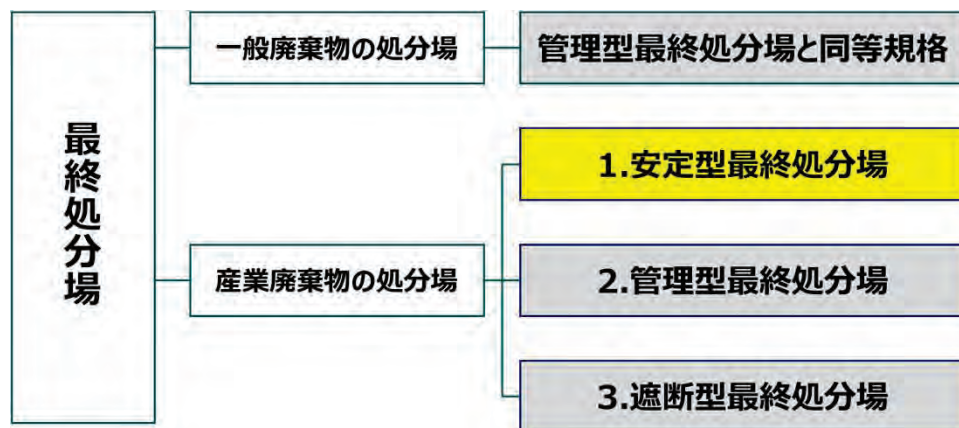
（1） 法第8条の2第1項第1号又は第15条の2第1項第1号の規定に基づき、設置に関する計画が構造基準に適合していることを確認することに加え、法第8条の2第1項第2号又は**第15条の2第1項第2号の規定に基づき、設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断を生活環境の保全上の観点から審査**すること。その際には、**申請書や添付された生活環境影響調査書をもとに、環境基準の達成状況など地域の生活環境に係る実情に配慮**すること。

生活環境の保全に適正な配慮が行われているかどうかについては、個々の施設ごとの判断となるが、例えば、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等公害防止関係法令による基準が定められている項目については、少なくとも当該基準を満たす数値となっていることが必要であること。また、その運用に当たっては環境保全部局と密接に連携を図りながら対処すること。

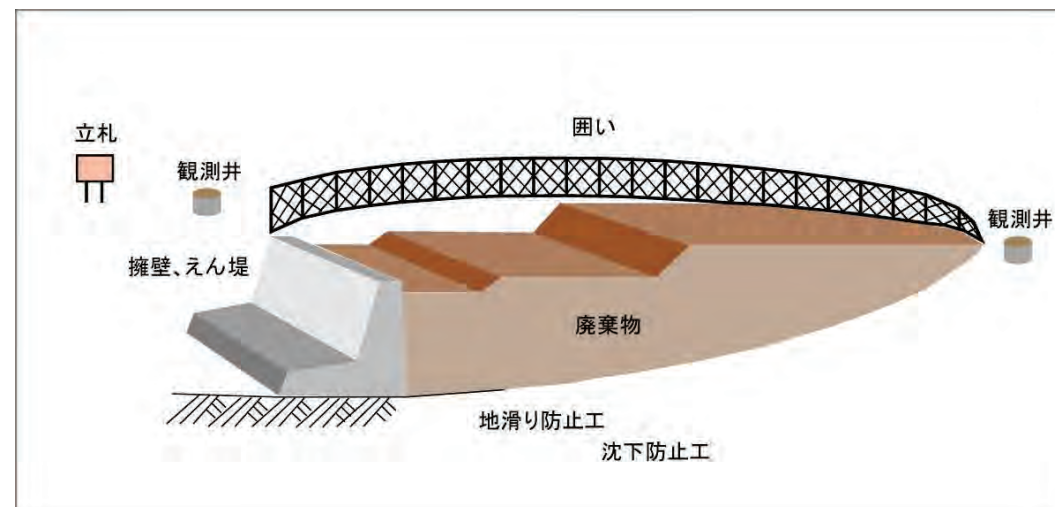
（2） （略）

参考：安定型最終処分場とは

- 安定型最終処分場とは、**有害物や有機物等が付着しておらず、分解しない産業廃棄物**を、埋立処分することが認められている処分場
【埋立対象廃棄物：「廃プラスチック」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」、「がれき類」の安定5品目】
- 産業廃棄物の最終処分場は全国に1,568施設あり、そのうち安定型最終処分場は931施設（令和4年4月1日時点）
（一般廃棄物の最終処分場は全国に1,724施設（令和4年度末時点））



最終処分場の種類



安定型最終処分場の構造